



受給者証と保険証の両方を

受診するとき忘れずに

忘れずに窓口へ

次に該当する人が、保険医療機関などで受診するときは、受給者証（老人医療受給の人は健康手帳も）と、加入している被保険者証が組合員証（保険証）も必ず窓口提示してください。対象となる人は、乳幼児、重度心身障害者、高齢重度障害者、母

子・父子家庭などの福祉医療費受給資格者証と、老人保健法による医療受給者証を交付されている人です。保険証はどの医療保険の加入者であるか、受給者証は福祉医療や老人医療の受給資格を明らかにするために必要な物です。

保険証なしに受診した場合は、医療費の全額が自己負担になります。病院などで医療を受けるときは、保険証を忘れないよう注意しましょう。

医療費を大切に

福祉医療受給者が保険診療を受けた場合、医療費は、加入する医療保険（保険者）から保険給付分が支払われ、受診者負担分は福祉医療の制度によって、県と市で負担しています。

また、老人医療受給者の場合、医療機関へ支払われる医療費のうち定率の受診者負担分を除いた費用は、老人保健制度で、国・県・市の負担金と保険者の拠出金から賄われています。

この貴重な医療費を有効に活用していくために、次のことを心掛け、健康な毎日を送りましょう。

かかりつけ医をもち、病院などの多重診療はやめる。定期健診を受ける。栄養・運動・休養の健康三原則を守る。

保険証が変わったときなどは届け出を

福祉医療や老人医療の受給者が転居したり医療保険が変わったりしたときなどは、市役所国保年金課4 A窓口、または城南支所へ早めに届け出を、必要な物は上表のとおりです。

問い合わせは国保年金課 890 6253へ。

届け出に必要な物		
区分	福祉医療受給者	老人医療受給者
加入している医療保険が変わったとき	受給者証・保険証(治療時には病院などにも届け出が必要)	
受給者証が紛失・破損したため再発行するとき	保険証	
転出・転居したとき	受給者証	受給者証・印鑑
転入したとき	1 乳幼児保険証 2 重度心身障害者(高齢重度障害者を含む)身障手帳(1・2級)療育手帳(A)または年金証書(国民年金1級)保険証 3 母子・父子家庭など 母または父に所得税が課せられていないことを証明する書類 本市に本籍がない人は戸籍謄本 県内からの転入者で前住所地でも福祉医療を受けていた人は、1~3のほか、前住所地の市町村からの「福祉医療費受給資格者証交付状況証明書」も必要。	保険証 負担区分等証明書 65歳以上75歳未満など 寝たきりなど 状態にある人は、身障手帳、精神障害年金証書(1・2級)など 障害の程度を証明する書類が必要。 なお、既に前住所地で認定を受けている人は「老人保健法による認定証明書」も必要。
交通事故で治療を受けたとき(城南支所国保年金課で手続きを)	保険証、受給者証、(福祉医療受給者で、療養に加入している人は)	交通事故証明書、印鑑(国民健康保険以外の医療保険にも)

広瀬川河畔など詩碑めぐり 講師の説明で楽しく

萩原朔太郎、山村暮鳥、高橋元吉らの詩碑を講師の説明を聞きながら、バスで巡ります。本市ゆかりの詩人たちに思いを寄せ、詩情あふれる一日を過ごしませんか。

日時 11月10日

午前8時40分、JR前橋駅南口集合(雨天決行)

コース 井上武士碑 前橋刑務所 JR新前橋駅 萩原恭次郎詩碑 山村暮鳥詩碑 高橋元吉詩碑 関口雨亭句碑 平井晩村詩碑 広瀬川河畔(竹内茂登子歌碑など) 萩原朔太郎記念館 政淳寺(萩原朔太郎墓地)

広瀬川河畔(萩原朔太郎詩碑、伊藤信吉詩碑、東宮七男詩碑) 前橋文学館 中央前橋駅 対象 一般、三十五人(抽選) 参加費 千円(昼食代など) 申し込み 10月25日 までに往復八ガキで(一人一通) 住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、市役所商業観光課(詩碑めぐり係)へ

90 6606)へ